

## 会 議 録

会 議 名	第 12 回東浦町景観計画検討委員会	
開 催 日 時	平成 28 年 3 月 16 日 (水) 午後 6 時 00 分から午後 8 時 30 分まで	
開 催 場 所	緒川コミュニティセンター 2 階講義室	
出 席 者	委 員	海道清信氏(委員長)、久米弘氏(副委員長) 梶川幸夫氏、成田盛雄氏、出村嘉史氏 竹田正巳氏、万木和広氏 青山佳子氏 風間一氏(代理：志賀雅樹氏、オブザーバー) 西尾義廣氏(代理：稲吉正浩氏、オブザーバー)
	事務局	神谷町長、服部建設部次長、久米都市整備課長、 鈴木課長補佐、岡本都市計画係長、工藤主事 (株)国際開発コンサルタンツ 山口
議 題 (公開又は非公開の別)	(1) 景観形成ガイドブックについて (2) 景観計画パンフレット(東浦町の景観まちづくり)について (3) 条例について (公開)	
傍 聴 者 の 数	2 名	
検 討 内 容 ( 概 要 )	議題の検討内容については、別紙のとおり	
備 考		

審議内容

【町長挨拶】

事務局：（建設部都市整備課長よりあいさつ）

町長：（あいさつ）

事務局：（会議中における注意点及び配布書類の確認）

委員長：（挨拶及び開会の言葉）

【第11回委員会での議論の内容について】

事務局：（第11回検討委員会の確認事項一覧について説明）

委員長： 意見等あれば発言をお願いします。  
なければ次第4「景観形成ガイドブック」について、事務局より説明をお願いします。

【景観形成ガイドブックについて】

事務局：（景観形成ガイドブックについて説明）

委員： ガイドブックの表紙の写真ですが、あまりいいとは思えない。イラストの方がいいのではないかと。良ければ私が描きますが、本日会議が終わってから描きます。

委員長： ではよろしくをお願いします。

委員： 色彩のところ、言葉の統一をした方がいい。例えばアソートカラー、アクセントカラーという言葉を使うのなら、基調色はベースカラーとした方がいい。

委員： 前回は指摘があったと思いますが、届出の流れの図の「※町が必要と認めた場合」は消した方がいいと思いますが、何故まだ残っているのか。意図をお聞きしたい。

事務局： 町の方で判断できるところは、町で判断するという意味合いもあり、あえて入れています。また、景観アドバイザーをどのような形で導入するかと

いうところも決定していないので、検討する余地も残しておきたい意図もあります。

委員 長： 人員体制の問題にもなるので町の財政担当や人事担当との兼ね合いで決まる話だと思いますが、現段階では、「こうしたい。こうあるべきだ。」という思いを書きおけば良いのではないかと。特に初めの段階では専門家を置く必要性は高いし、担当職員の負担も少なくなると思う。

事務局： 皆さまのご意見を踏まえて、こちらで判断させていただきたいです。

委員： 「道路に沿った敷地の一部にベンチを置く等するとまちを歩く人にとっていい場となる」の説明イラストが少しわかりにくい。また、景観的に配慮すべき「付属設備等」の一覧に車庫とあるが、説明文には駐車場とあるので、統一すべきなのではないか。また、新しいまちなみの住宅地の写真が何が特徴的なのか、何がいいのか伝わりにくい。

委員： 新しいまちなみで使用されている「カリモク」の写真についても場所はいいですが、撮るアングルがあまり良くなく、伝わりにくい。ローアングルで撮るとわかりやすい。

委員： 屋外広告物の良い例に使われているコンビニの写真だが、適しているとは思えない。豊田市の足助に良い例のコンビニがあるので撮ってきてはどうか。

事務局： 写真につきましては、撮り直し、海道先生もしくは出村先生に見ていただく形としたいと思います。

委員： ガイドブック4Pの「届出の流れ」の図で、「事前協議」「基本・実施設計」の後に「届出書・通知書の提出」とあるが、通知書は不要。また、「工事完了報告」についても実際には事業者が行うのに町が行うように見えるので、レイアウトの修正が必要。

委員 長： ガイドブック4Pの「届出の流れ」の図で不適合で変更命令・勧告を受け内容の修正を行った後にも審査を行い、適合・不適合通知を出す必要があると思うが、その流れが書いていない。

委員： 景観上の審査が通っていないのに、建築基準法上の建築確認が通ってしま

うという懸念はある。

委員：そこは条例だと思う。例えば長久手市では指導要綱に、建築確認を行う前に景観上の協議を終えないといけない、といったことが書いてある。

委員：「根」と「狭間」の地形を左手に例えている図面の色合いがきつい気がする。例えば、下の地図を白黒にしてみるとか。凡例もいらなと思う。

事務局：形にしてみないとわからないところがあるので、検討してみます。

委員：ゾーンの区分図について、道路界で区切るなど詳細に決まっているのであれば下部に「※詳細については、役場までお問い合わせください」等記載しておいた方がよい。

委員：ゾーンの区分図について、「屋敷と郷中の景観ゾーン」とか「新しいまちなみの景観ゾーン」と分けているが、現在のまちなみにおいてもふさわしいという事は間違いないのか。例えば「屋敷と郷中の景観ゾーン」に相応しい建物とか、歴史的な場所が全くないとか、そういったことはないか。

事務局：区画整理があった場所などは「新しいまちなみの景観ゾーン」に区分しています。したがって、「屋敷と郷中の景観ゾーン」や「農と緑と水の景観ゾーン」において一団で新しいまちなみになったところはありません。

委員：ゾーンの区分図が色分けされているが、各ゾーンの説明のページについてもゾーンの区分図の色分けに合わせるべき。

委員長：途中のページから見てもわかるようにページ上部にも、どこの景観ゾーンのことなのかわかるようにしておくべき。

委員：良い例、悪い例を比較したイラストがいくつかあるが、良いところと悪いところが誰が見ても、一目でわかるようにしてほしい。比較するべきところ以外も違っている。例えば建物の形がそもそも違っていると。また、イラストの構図が良くないものもある。

委員：ガイドブック内に野外と屋外という言葉が出てくるが、どちらかに統一した方がいい。また、P2の景観形成基準という単語の“形”が抜けて景観形成基準となっているので、修正の必要がある。

事務局： 屋外に統一します。修正します。

委員長： 細かいことですが、発行者の記載や、発行月の記載など必要かと思えます。また、余白に余裕がなく、見にくいのでレイアウトにも配慮してください。では、次第5「景観計画パンフレット（東浦町の景観まちづくり）」について、事務局より説明をお願いします。

#### 【景観計画パンフレットについて】

事務局：（景観計画パンフレットについて説明）

委員長： 意見等あれば発言をお願いします。

委員： 表紙の文章の背景に「根」と「狭間」の図面があることにより、文章が読みにくくなってしまっている。レイアウトを考えた方がいい。

事務局： 検討します。

委員長： では、次第6「条例」について、事務局より説明をお願いします。

#### 【景観条例について】

事務局：（条例の内容について説明）

また、ここで今後の法的整備のスケジュールもあわせてご説明させていただきます。条例は、平成28年度中の制定を目指して、現在、最短のスケジュールで協議を進めているところです。

これまで検討委員会では、できるだけ早く景観計画を施行し、その後に条例を制定するスケジュールで話し合いがされましたが、条例が整う前に景観計画のみ告示して施行してしまいますと、大規模行為に限定できないため、規模に関わらず全て届出対象となってしまいます。

また、土石の採取や木竹の伐採など「良好な景観の形成に支障をきたす恐れのある行為」については、「建築物」「工作物」「開発行為」と違い、条例で規定することにより効力を発することとなっていますので、計画と条例の施行時期がずれると、その間は無効となってしまいます。

したがって、まず、計画の公表のみを行って意思表示と周知を図り、条例の施行と同時に計画を告示して施行し、景観法のもとでの運用を目指してまいりたいと考えています。

委員： 現段階でこの条例に「重点区域」の内容は入っていないという事でよいか。

事務局： 今回の条例の中には入っておりません。今後内容を検討・協議の上、制限に関する事項で必要なことがあれば条例を改正して組み込んでいく形となります。

委員： 条例の施行、計画の告示の目途はどれくらいを予定しているのか。

事務局： 条例の施行、計画の告示は平成 29 年 1 月を予定しています。

委員： 今後についてだが、条例の施行規則だとか、住民の合意形成も含めた景観形成の動きをどのように行おうとしているのか非常に気になる。

委員長： 必要に応じて相談していただく等、検討していただければと思います。ひとまず、検討委員会としては本日で以上となりますので。

委員： 景観アドバイザーの人は非常に大事だと思う。

委員長： 景観アドバイザーの件については、条例に入れなくてよいのか。

事務局： 景観アドバイザーについては、施行規則に記載しようかと検討しております。

委員長： 条例の制定、施行は同時なのか。

事務局： 条例の制定は平成 28 年 10 月、施行は平成 29 年 1 月を検討しています。3カ月の周知期間を設ける予定です。

委員： 景観重要建造物の指定の指定基準はどうするつもりなのか。

事務局： 景観計画の中に指定基準については記入があります。

事務局： 補足で、来年度以降のスケジュールについて説明します。来年度については、景観計画検討委員会の方々をベースに「景観まちづくり委員会」を立ち上げたいと思っています。条例案についても、「景観まちづくり委員会」の初回の会議でご意見等いただきたいと考えております。また、今後重点区域の規制内容等を決定していく中で、それぞれの区域に専門性を持った人に会議

に参加してもらうことも必要かと思っておりますので、重点区域候補地区の「部会員」も設けるべきかと考えています。また条例について、現段階では9月の議会の上程をイメージしていますが、9月の議会に上程しようと思うと文案を6月末には提出しなければなりません。しかし、「景観まちづくり委員会」として後押しできる条例案でなければいけませんので、協議時間が足りなければ、条例について、予定が先送りとなる可能性があります。

委員： 次第7「その他」で何かあればお願いします。

事務局： パブリック・コメントの意見処理結果についてご説明いたします。前回の討議の内容を踏まえ、パブリック・コメントへの回答内容を修正いたしましたので、資料を配布いたします。確認の意味でお持ち帰りいただきたいと思っております。

今回の第12回をもって景観計画検討委員会を終了いたします。2年間の景観計画検討委員会にご参加いただきましてありがとうございました。先ほども説明させていただきましたように、来年度は計画に基づき景観形成を推進するために「景観まちづくり委員会」を設置する予定です。「景観まちづくり委員会」の設置にあたりましては、「景観計画検討委員会」の方々を中心とすることを検討しております。今後ともご協力の方、よろしく申し上げます。事務局からは以上でございます。

委員長： 以上をもちまして、討議は終了とします。当初の予定より終了を約1年間延長しましたが、委員の皆さま、事務局のご努力のもと景観計画等の作成という目標は達成しました。

これからは計画に基づいた行動・事業の実施という事で、行政の事務量及び責務もより多大になってくるかと思っております。それでは、行政を束ねる町長さんより最後に一言申し上げます。

町長： 長い間ありがとうございました。計画の作成まで約1年間延期はしてしまいましたが、皆様のおかげで良いものが出来たと思っております。これからはこの計画を住民の皆さまにアピールし、理解や協力を得ていく必要があります。

また、今後は条例の制定も行っていく必要がありますし、計画の推進にあたっては地域住民の方々がスムーズに参加できるような形で行っていきたくて考えておりますので、その時は再度お力添えをいただければと思います。

本当にありがとうございました。

